

W T O貿易と環境委員会における林産物に関する議論の概要

平成14年10月

農林水産省

6月13日・14日の2日間、ジュネーブのW T O本部で開催された貿易と環境委員会(C T E)通常会合において、我が国から「林産物貿易と環境に関する論点」と題するペーパーを提出、説明した後、議論が行われた。また、10月8日に開催された貿易と環境委員会通常会合においても、我が国のペーパーに関して議論が行われたところ、これらの概要は次のとおり。

1. 「林産物貿易と環境に関する論点」の概要

[丸太輸出規制]

自然環境や資源の保全を目的とする貿易措置の必要性は理解。ただし、製品の輸出規制がなされない中で丸太のみの輸出規制は疑問。

[違法伐採]

違法伐採を抑制するためには、各国の国内対策と併せて、関連する国際フォーラムでの検討を踏まえつつ、貿易面での検討が必要。

違法伐採への対処を含め、持続可能な森林経営の推進に貢献するものとして、林産物のラベリング制度について議論を深めることが必要。

2. 議論の概要

(1) 各国の反応

マレーシアは、自国の丸太輸出規制は森林保護を目的としているほか、先進国のタリフエスカレーションへの対抗という側面も有している旨説明。

スイスは、製材品の輸出規制がなされていない中での丸太のみの輸出規制は疑問である旨日本ペーパー支持の発言。

また、持続可能な森林経営が世界的な課題であるとした上で、貿易関連措置の検討も必要であり、違法伐採問題についてはラベリングの活用が有効である旨日本ペーパー支持の発言。

E U、韓国等は、森林資源の持続的利用が重要であり、違法伐採についての日本の懸念を共有する旨発言。

米国、マレーシア、チリから、違法伐採問題については、まず国内的取組が必要である旨発言。

カナダ、ブラジルは、違法伐採問題はU N F F等の他の国際フォーラムで議論すべきである旨主張。

マレーシア、ベネズエラ等から、違法伐採の背景には貧困や負債の問題があり、技術協力や人材育成等に対する援助が必要である旨発言。

(2)我が国のコメント

我が国からは、W T Oにおいて、森林環境問題に関し貿易面からの検討を進めることも必要であり、今後、議論を継続していくべきである旨発言。

また、マレーシアの丸太輸出規制は、先進国のタリフエスカレーションへの対抗措置であるとしていること、輸出規制が製品には課されていないことから、W T O協定との整合性に疑義がある旨指摘。